県選管記入欄

資金管理団体　□有

の指定の有無　□無

届　出　事　項　等　の　異　動　届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

総　　務　　大　　臣

様

広島県選挙管理委員会

|  |  |
| --- | --- |
| 政治団体の名称 |  |
| 事務所の所在地 | ㊞ |
| 代表者の氏名 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（上欄には異動後（新）の内容を記載してください）

政治資金規正法第６条第１項の規定により届け出た事項

政治資金規正法第６条第２項の規定により提出した綱領等の内容　　に異動があったので、

政治資金規正法第７条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 異 動 事 項 | 内　　　　　　　　　　　　　　　　　容 | | | | 異動年月日 |
| ふりがな | 新 |  | | | 平成・令和  ・ ・ |
| 政治団体の  名 称  （＊） |  | | |
| 旧 |  | | |
| 主たる事務所の  所在地  （＊） | 新 | (〒　 －　　 )　 電話(　　-　 　- 　 ) | | | 平成・令和  ・ ・ |
| 旧 |  | | |
| 主たる  活動区域 | 新 |  | | | 平成・令和  ・ ・ |
| 旧 |  | | |
| 区　　　分 |  | 氏　　　名 | 住　所　・　電　話　番　号 | 生年月日 |  |
| ふりがな | 新 |  | (〒　 －　　 )　電話(　　-　 　- 　 ) | 大正・昭和・平成・令和  ・ ・ | 平成・令和  ・ ・ |
| 代　表　者  （＊） |  |
| 旧 |  |  |  |
| ふりがな | 新 |  | (〒　 －　　 )　電話(　　-　 　- 　 ) | 大正・昭和・平成・令和  ・ ・ | 平成・令和  ・ ・ |
| 会計責任者 |  |
| 旧 |  |  |  |
| ふりがな | 新 |  | (〒　 －　　 )　電話(　　-　 　- 　 ) | 大正・昭和・平成・令和  ・ ・ | 平成・令和  ・ ・ |
| 会計責任者の  職務代行者 |  |
| 旧 |  |  |  |
| 国会議員関係  政治団体の  区 分 | 新 | 法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体  代表者の公職の種類　衆議院議員　参議院議員（現職　候補者等） | | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 平成・令和  ・ ・ |
| 法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体  公職の候補者の（　　　　　 　　　　　 　　 　）  公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員 参議院議員（現職 候補者等） | |
| 旧 | 法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体  代表者の公職の種類　衆議院議員　参議院議員（現職　候補者等） | | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 |
| 法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体  公職の候補者の氏名（　　　　　 　　　　　 　 　）  公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員 参議院議員（現職 候補者等） | |
| その他 | 規約の異動　課税上の優遇措置の有無の異動（無から有へ　有から無へ ）  その他 | | | | 平成・令和  ・ ・ |

※　上の表中には、異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない事項の欄については記入しないこと。

※　資金管理団体の場合で（＊）欄に異動がある場合は、必ず資金管理団体に関する異動等の届出も提出すること。

（備考）

１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　異動届は県選挙管理委員会に直接提出すること。（郵送等での提出はできません。）

３　代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

４　「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一の人物とならないこと。

５　既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体にあってはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第２号に係る国会議員関係政治団体にあっては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ「国会議員関係政治団体の区分」欄に記載すること。

公職の候補者に係る公職の種類の記載については、「衆議院議員（現職）」、「参議院議員（候補者等）」の例により、□にチェックをすること。

６　法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の８第２項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。

７　政治団体設立届の際に併せて提出した法第６条第２項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書の内容に異動があった場合には、関係書面を付して提出すること。（※　政治団体の名称又は主たる事務所の所在地の異動があった場合は、規約も異動となることが多いので注意すること。）

８　当該異動に係る団体が資金管理団体であって、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名（結婚等で戸籍名変更）又は公職の種類に異動が生じた場合は、「資金管理団体届出事項の異動届」も同時に提出すること。

９　当該異動に係る団体が政党の支部であって、政党の支部の名称、主たる事務所の所在地、主たる活動区域を異動する場合は、支部証明書を提出すること。